令和７年６月

各　位

兵庫県信用組合

口座開設手数料の新設について

平素は、当組合をご利用いただきありがとうございます。

当組合では、破産管財人等による管理用口座について、口座開設手数料を新設いたします。

今後ともお客さまにご満足いただけますよう、より一層のサービスの向上に努めてまいりますので、引続きお引立て賜りますようお願い申しあげます。

１．新 設 日　　令和７年７月１日（火）

２．内 容

口座開設手数料		
対象口座		
破産管財人口座 相続財産清算人口座 相続財産管理人口座 不在者財産管理人口座 遺言執行者口座 遺言整理受任者口座	１口座	１１，０００円（税込）

※個人、法人は問いません。

※既存口座を破産管財人等名義へ変更する場合も含みます。

※その他、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含みます。

詳しくは当組合窓口へお問合せください。

以　上

兵庫県信用組合